

全日本小学校バンドフェスティバル岩手県大会 実 施 規 定

第 1 章 総 則

- 第 1 条 (大会名称)
この大会は「全日本小学校バンドフェスティバル岩手県大会」という。
- 第 2 条 (実 施)
全日本小学校バンドフェスティバル岩手県大会（以下、県大会）は、岩手県吹奏楽連盟（以下、県吹連）に加盟する団体が参加して、毎年実施する。
- 第 3 条 (実施会場・日時)
実施会場・日時などの必要事項は、県吹連評議員会（以下、評議員会）の協議により決定する。

第 2 章 参加資格

- 第 4 条 (参加資格)
参加資格は、県吹連に登録された小学校で、構成メンバーは同一小学校に在籍している児童とする。また、複数の小学校による合同バンドを認める。
- 2 出演者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。
- 第 5 条 (入賞取消)
参加団体の資格に疑義あるときは出場を停止または入賞を取り消すことができる。

第 3 章 演奏・演技

- 第 6 条 (参加人員)
参加人員は自由とする。
- 第 7 条 (編 成)
編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。また、手具の使用は自由とする。
- 第 8 条 (出演時間)
出演時間は 7 分以内とする。出演時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。
- 第 9 条 (出演時間が超過した場合は審査の対象としない。)
- 第 10 条 (演奏曲目)
演奏曲は自由とする。
- 第 11 条 (演奏形態)
演奏形態は自由とする。
- 第 12 条 (服 装)
服装等は自由とする。
- 第 13 条 (出演順序)
出演順序は実行委員会において決定する。

第 4 章 表彰および代表

- 第 14 条 (審 査 員)
審査員は評議員会で選出し、会長がこれを委嘱する。審査員の数は原則として 5 名とする。
- 2 審査方法は評議員会の定める審査内規による。
- 第 15 条 (表 彰)
表彰は金賞、銀賞、銅賞のいずれかを贈る。また、代表に選出された団体に副賞としてトロフィーを贈る。
- 第 16 条 (代 表)
参加団体の中から、別に開催される全日本マーチングコンテスト岩手県大会と全日本吹奏楽コンクール岩手県大会とあわせて 7 団体を東北大会に推薦する。

- 第 17 条 (参加費用)
県大会出場に要する費用は参加団体の負担とする。

第 5 章 そ の 他

- 第 18 条 (共催・後援・協賛)
県大会実施にあたって評議員会が必要と認めた場合は、共催および後援、協賛団体を持つことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。
- 第 19 条 (実行委員会)
県大会実行委員会は県吹連会長の委嘱により組織される。
- 第 20 条 (実施要項)
その他開催上の細目については実行委員会が定める。
- 第 21 条 (改 定)
この規定は評議員会の議により改定することができる。

第 6 章 付 則

- 本規定は、平成 14 年 5 月 11 日より施行する。
本規定は、平成 16 年 5 月 8 日より施行する。
本規定は、平成 19 年 4 月 12 日より施行する。

全日本小学校バンドフェスティバル岩手県大会 審 査 内 規

- 第 1 条 この内規は全日本小学校バンドフェスティバル岩手県大会実施規定第 14 条に基づき審査及び判定について定めるものである。
- 第 2 条 審査員は演奏演技を、「演奏（技術）」・「演奏（表現）」・「演技」・「音と動きの調和」の 4 項目について、それぞれ A・B・C・D・E の五段階で評価する。
- 第 3 条 審査結果の処理は、会長から委嘱された 3 名によって構成される判定委員会が行う。
- 第 4 条 判定委員会は審査員の評価を点数化し、一覧表を作成する。点数換算は、A を 5 点、B を 4 点、C を 3 点、D を 2 点、E を 1 点とする。
- 2 一覧表から審査点を算出する。審査点は全審査員の点数の総和とする。
- 第 5 条 代表の選出は審査点の高い順とし、これで決着がつかない場合は審査員の投票とする。
- 第 6 条 審査一覧表は、後日、県大会実行委員会から各支部事務局を通じて各団体に通知する。
- 付記 本内規は平成 14 年 5 月 11 日より施行する。
本内規は平成 15 年 11 月 15 日より施行する。
本内規は平成 16 年 5 月 8 日より施行する。
本内規は平成 19 年 5 月 12 日より施行する。
本内規は平成 27 年 4 月 29 日より施行する。

※2012 年度大会より「メイジャーバトンの放り投げ」と「カラーガードのフラッグ放り投げ」が、危険防止の観点から「禁止」です。